

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 27 号

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 条例第14条の市長が規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 風水震火災その他天災地変等により次のいずれかを事由とする休暇 1週間の範囲内において必要と認められる期間</p> <p>ア <u>職員の現住居又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき。</u></p> <p>イ <u>災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により職員の現住居以外の住居又は民法第725条に規定する親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき。</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 条例第14条の市長が規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 風水震火災その他天災地変等による、<u>職員の住居の滅失又は破壊</u>を事由とする休暇 1週間の範囲内において必要と認められる期間</p>

(19)・(20) (略)

2 (略)

(19)・(20) (略)

2 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。